読 替 後	読 替 前
【国際統一基準】	
(基本的項目)	(基本的項目)
第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積	第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積
的永久優先株を含み、社外流出予定額(剰余金の配当の予定額をい	的永久優先株を含み、社外流出予定額(剰余金の配当の予定額をい
う。以下同じ。)並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるもの	う。以下同じ。)並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるもの
を除く。)、その他有価証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三	を除く。)、その他有価証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三
条の二第一項第一号に規定する <u>その他有価証券評価差額金(零リス</u>	条の二第一項第一号に規定する <u>その他有価証券評価差額金が負の値</u>
ク・ウェイト債券(第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条	である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延
<u>の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並</u>	ヘッジ会計(時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差
びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてそ	額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べ
の全額を保証している債券をいう。以下同じ。)の評価差額に係る	る方法をいう。以下同じ。)を適用する場合にあ <i>っ</i> ては、 <u>同号に規</u>
部分の額を除く。)が負の値である場合の当該その他有価証券評価	定するその他有価証券評価差額金及び繰延へ ッジ損益(同項第二号
差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計(時価評価されているヘッ	に規定する繰延へ <i>ッ</i> ジ損益をいい、 <u>時価評価されているその他有価</u>
ジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識され	<u>証券</u> をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。
るまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。)を適用す)の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとす
る場合にあっては、回号に規定するその他有価証券評価差額金(零	る。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株

号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額が 持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三 の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする 評価されているその他有価証券(零リスク・ウェイト債券を除く。 延へ ッジ損益 リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)及び繰 <u>)</u>をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。) 為替換算調整勘定、 (同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価 新株予約権及び連結子法人等の少数株主

(器)

ら次に掲げる額の合計額を控除したものとする。

(器)

6

(補完的項目

超えない額)に相当する額とする。ただし、 的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式にマーケット 合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をい 貸倒引当金については、 した場合にあっては、 ーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及びオペレ 以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの 第百三十三条第二号に掲げる額、 第二条の算式の分母(内部格付手法を採用 第二号イに掲げる一般 ペーケ シト

> 主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第 から次に掲げる額の合計額を控除したものとする。 三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額

五 (器)

6 (器)

2

補完的項目

第六条 的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式にマーケット 合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をい 貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法を採用 超えない額)に相当する額とする。ただし、 ・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、 ーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 した場合にあっては、 リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及びオペレ 以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの 第百三十三条第二号に掲げる額、 第二号イに掲げる一般 基本的項目の額を ペーケ シァ

の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

- その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの<u>及び零リスク・ウェイト債券を除く</u>。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二~五 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非 累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号

の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの<u>を除く</u>。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二~五 (點)

2 · 3 (器)

基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号

及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に<u>規定するその他有価証券評価差額</u>金(零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に<u>規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)</u>及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をにから次に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一~ 五 (略)

(器)

(補完的項目

十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除してみたいのでは、アーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除しており及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して

及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に<u>規定するその他有価証券評価差額金</u>が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に<u>規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)及び新株予約権の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものとする。</u>

- ~ 五 (略)

~ 7 (略)

補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除してみた額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して

て得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

- その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの<u>及び零りスク・ウェイト債券を除く</u>。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二~五(點)

2 • 3

(器)

て得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの<u>を除く</u>。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

[~五 (略)

・3 (器)

2